

# 障害のある人へのサポート ～合理的配慮の具体例～

## 受付や窓口で



聴覚障害のある人に対して、筆談や手話などの音声以外の方法で対応します。

## 建物や設備

なるべく段差をなくすよう努めますが、やむをえず段差がある場合は、簡易スロープ等を設置します。



## 書類やパンフレット



知的障害で読み書きが苦手な人もいます。わかりやすい表現やふりがなをつける等の工夫をしましょう。

申請をする書類を作成

## 品物の配置など

車いすの人でも品物に手が届きやすいよう棚の高さを工夫したり、要望に応じて手渡しをしましょう。



# わたしたちにできること

障害のある人が困っているところを見かけたら、積極的に声をかけて、何かお手伝いできることがあるかを聞きましょう。点字ブロックの上に自転車を置くなど、障害のある人が困るような行為はつしみましょう。

## ヘルプカードをご存知ですか？

障害のある人などの手助けを必要とする人が普段から身につけておき、緊急時や災害時、困ったときに周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。

障害のある人が困っていて、ヘルプカードを持っているときは、周囲にいる方ができる範囲で、記載内容にそった手助けをしてください。



### ● 障害を理由とする差別に関する相談は…

ひがしやまとし 福祉部 障害福祉課  
〒207-8585 東大和市中央 3-930  
TEL 042-563-2111 内線 1123  
FAX 042-563-5928  
E-mail : shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp

### ● 市職員による差別に関する相談は…

【総務部職員課でも受け付けます。】  
TEL 042-563-2111 内線 1331  
FAX 042-563-5931  
E-mail : shokuin@city.higashiyamato.lg.jp

# 障害者差別解消法で

# だれもが くらしやすい まち・東大和に



# みんなでつくる 障害による差別のない社会を

障害のある人もない人も、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う社会の実現を目指して、平成28年4月、「障害者差別解消法」が施行されました。

ひがしやまとし  
東大和市

## 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、国の行政機関、地方公共団体（都道府県や区市町村）等や民間事業者が、障害のある人に対して、障害による不当な差別を行うことのないよう、必要な事項を定めた法律です。  
障害のある人に対する差別のない社会をつくることは、市民一人ひとりの責務です。



### どうしてこの法律ができたの？

平成18年に国連で、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。条約では、障害に基づく差別の禁止について、締約国にすべての適当な措置を行うことを求めており、この法律はそれを実現するものです。

### 対象となる障害は？

身体・知的・精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害のある人で、障害や社会的障壁により日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。



## 不当な差別的取扱いは禁止

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることは禁止されます。



## 合理的な配慮を提供する

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために、必要で合理的な配慮を行うことが求められます。



### 社会的障壁とは？

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものをさします。

- ① 社会における事物（利用しにくい施設、設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害のある人を意識していない慣習・文化など）
- ④ 観念（障害のある人への偏見など） など

## 国等が守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 <b>X</b>	法的義務
民間事業者	禁止 <b>X</b>	努力義務

※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

## 東大和市での取組み

● **職員対応要領・対応マニュアルの作成**  
市職員が適切に対応するために、何が差別に当たるのか、合理的配慮として望ましい対応などについて基本的な考え方や具体的な事例を記載した要領・マニュアルを作成します。

● **環境の整備**  
合理的な配慮を的確に行うため、施設改善、設備整備、職員研修等の実施に努めます。

● **相談・紛争防止のための体制整備**  
既存の各種相談窓口の活用を図るとともに、主たる相談窓口を障害福祉課に設けます。  
市職員の対応に関する相談窓口は、職員課及び障害福祉課に設けます。

● **啓発活動**  
市職員向けの研修会や、市民への啓発活動を実施します。

